

## 長野市自主防災組織強化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、自主防災組織の育成及び強化を図るため、自主防災組織が防災活動を行う上で必要な防災器材又は街頭消火器の購入、街頭消火器の薬剤詰替及び自主防災組織が実施する防災訓練並びに連絡協議会及び住民自治協議会（長野市及び住民自治協議会の協働に関する条例（平成21年長野市条例第2号）第2条の規定に基づき、市が認定するものをいう。）（以下「連絡協議会等」という。）が防災活動を行う上で必要な防災器材の購入並びに連絡協議会等が実施する防災訓練に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、長野市補助金等交付規則（昭和61年長野市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災組織 地震、風水害、火災その他の災害（以下「火災等」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、火災等による被害を防止し、若しくは軽減し、又は火災等を予防するため、住民が連携共同し、地域の実情に応じて自主的に設置する組織で、長野市自主防災組織に関する要綱（令和3年長野市告示第198-5号）第8に規定する自主防災組織台帳に登録されたものをいう。
- (2) 地区 第一、第二、第三、第四、第五、芹田、古牧、三輪、吉田、古里、柳原、浅川、大豆島、朝陽、若槻、長沼、安茂里、小田切、芋井、篠ノ井、松代、若穂、川中島、更北、七二会、信更、豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町及び中条の各地区をいう。
- (3) 防災器材 災害発生時に自主防災組織及び連絡協議会等が使用するもので別表第1に掲げるもののほか、市長が必要と認めるものをいう。
- (4) 街頭消火器 消火器の技術上の規格を定める省令（昭和39年自治省令第27号）に適合する消火器のうち、火災等の発生時における初期消火対策のため自主防災組織又は連絡協議会等が街頭に設置する粉末消火器であって、次の規格以上のものをいう。

型 式	能 力 単 位
蓄圧式10型	A 3 ・ B 7 ・ C

- (5) 防災訓練 情報の収集伝達訓練、消火訓練、避難訓練及び救出訓練を総合し、これらを有機的に生かす総合訓練をいう。
- (6) 連絡協議会 各地区に、自主防災組織の統括、情報交換、連携等を図るため設置された団体をいう。

(補助金の対象経費等)

第3 補助金の交付の対象となる経費、対象団体及び補助率は、次のとおりとする。

経費	対象団体	補助率
----	------	-----

防災器材の購入に要する経費（以下「防災器材購入経費」という。）	自主防災組織	3分の2以内。ただし、10万円を限度とする。
	連絡協議会等	3分の2以内。ただし、30万円を限度とする。
街頭消火器（既に設置したものを火災等の発生時に使用したため、再度の購入又は薬剤詰替をする必要があるものに限る。以下同じ。）の購入又は薬剤詰替に要する経費	自主防災組織	10分の10以内。ただし、5本分を限度とする。
防災訓練に要する経費（別表第2に掲げる経費に限る。以下同じ。）	自主防災組織	1年につき5万円以内
	連絡協議会等	1年につき10万円以内

- 2 補助金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 防災器材購入経費に係る補助金の交付を受けた日の属する年度の4月1日から起算して5年を経過した者は、補助金の交付を再び申請することができる。

（補助金の交付条件）

第4 補助金の交付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 購入又は薬剤詰替をする街頭消火器は、次のとおり設置すること。
- ア 交通に支障のない街頭で、周囲から見やすい高さ1.5メートル以下の場所に設置すること。
- イ 設置場所1箇所につき1本とすること。
- ウ 転倒し、及び落下しないよう完全にに取り付けること。
- (2) 薬剤は、消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令（昭和39年自治省令第28号）に適合するものであること。

（補助金の交付申請）

第5 規則第3条に規定する申請書は、長野市自主防災組織強化事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 自主防災組織又は連絡協議会等の規約
- (2) 購入又は薬剤詰替に係る見積書
- (3) 防災訓練実施計画書（防災訓練に要する経費の場合に限る。）
- (4) 火災による街頭消火器使用報告書（様式第2号）

3 第1項及び前項に規定する申請書等の提出期間は、市長が別に定める。

（補助事業の内容の変更等）

第6 規則第8条の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき 長野市自主防災組織強化事業変更承認申請書（様式第3号）
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 長野市自主防災組織強化事業

中止承認申請書（様式第4号）又は長野市自主防災組織強化事業廃止承認申請書（様式第4号）

（実績報告）

第7 規則第9条に規定する実績報告書は、長野市自主防災組織強化事業実績報告書（様式5号）によるものとする。

2 規則第9条に規定する関係書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 支払証拠書類の写し

(2) 防災訓練実施報告書（様式第6号）（防災訓練に要する経費の場合に限る。）

3 第1項及び前項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日若しくは中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

（補助金の交付請求）

第8 規則第12条第2項に規定する請求書は、長野市自主防災組織強化事業補助金交付請求書（様式第7号）によるものとする。

（書類の提出部数）

第9 この要綱の規定により市長に提出する書類の提出部数は、1部とする。

（補則）

第10 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（昭和62年長野市告示第37号）

（施行期日）

1 この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

（長野市自主防災組織設置助成要綱等の廃止）

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 長野市自主防災組織設置助成要綱（昭和56年12月1日制定）

(2) 長野市自主防災組織消火器購入補助金交付要綱（昭和53年4月1日制定）

3 この要綱の施行前に廃止前の長野市自主防災組織設置助成要綱又は長野市自主防災組織消火器購入補助金交付要綱の規定に基づき交付された補助金は、この要綱の相当規定に基づき交付された補助金とみなす。

（令和5年度以降の補助金の交付の申請に係る特例）

4 令和4年度までの間に補助金の交付を受けた者は、当該補助金の交付の申請に係る期間の制限にかかわらず、令和5年度以降に補助金の交付の申請を行うことができるものとする。

附 則（平成元年5月20日長野市告示第56号）

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の長野市自主防災組織強化事業補助金交付要綱の規定は、平成元年度分の補助金から適用する。

附 則（平成4年3月31日長野市告示第53号）

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月18日長野市告示第173号）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月9日長野市告示第93号）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日長野市告示第154号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月28日長野市告示第137号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日長野市告示第198-6号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現に存する用紙は、当分の間必要な補正を加えて、これを使用することができる。

附 則（令和5年3月30日長野市告示第140号）

この要綱は令和5年4月1日から施行し、この要綱の規定による改正後の長野市自主防災組織強化事業補助金交付要綱の規定は、令和5年度分の補助金から適用する。

別表第1（第2関係）

	品 目 名
避難・避難誘導用	携帯用無線機、トラメガ、携帯用ラジオ、ビブス、担架、救急セット、毛布、リヤカー、車いす、車いす用避難器具、強力ライト、ヘッドライト、救命胴衣、ヘルメット等
初期消火用	ホース格納箱、ホース、管そう、消火栓開閉器等（消火器、消火器格納箱は除く。）
給食・給水用	炊飯装置、鍋、こんろ等
その他	簡易資機材倉庫、非常用備蓄食糧、簡易救助器具等

別表第2（第3関係）

対 象 経 費
炊き出し訓練の材料費、炊き出し訓練用ガスの借り上げ料、地域防災マップ等防災資料の作成費用、防災講座等の開催費用、防災訓練に係る消耗品費、土のう袋、洗砂等の購入に要する経費その他市長が必要と認める経費

様式第1号（第5関係）

長野市自主防災組織強化事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）長野市長

団 体 名  
代表者 住 所  
役 職  
氏 名  
連絡先（電話）

年度において、長野市自主防災組織強化事業を下記のとおり実施したいので、補助金 円を交付してください。

記

1 補助事業の内容及び補助対象経費

補助事業の内容	補 助 対 象 経 費
防災器材の購入	円
街頭消火器の購入又は薬剤詰替	円
防 災 訓 練	円

2 補助事業の完了予定年月日 年 月 日

3 関係書類

- (1) 自主防災組織又は連絡協議会等の規約
- (2) 購入又は薬剤詰替に係る見積書
- (3) 防災訓練実施計画書（防災訓練の場合に限る。）
- (4) 火災による街頭消火器使用報告書（様式第2号）

様式第2号（第5関係）

火災による街頭消火器使用報告書

年 月 日

（宛先）長野市長

団 体 名  
代表者 住 所  
          役 職  
          氏 名  
連絡先（電話）

次のとおり、街頭消火器を使用しましたので報告します。

使用日時	年 月 日（ ） 時頃
使用場所	
使用消火器	街頭消火器 本

様式第3号（第6関係）

長野市自主防災組織強化事業変更承認申請書

年 月 日

（宛先）長野市長

団 体 名  
代表者 住 所  
役 職  
氏 名  
連絡先（電話）

年 月 日付け長野市指令 第 号で補助金の交付決定があつた  
年度長野市自主防災組織強化事業を下記のとおり変更したいので、承認  
してください。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容
- 3 その他

様式第4号（第6関係）

中止  
長野市自主防災組織強化事業 承認申請書  
廃止

年 月 日

（宛先）長野市長

団 体 名  
代表者 住 所  
役 職  
氏 名  
連絡先（電話）

年 月 日付け長野市指令 第 号で補助金の交付決定があつ  
た 年度長野市自主防災組織強化事業を下記のとおり 中止  
承認してください。 したいので、  
廃止

記

- 1 補助事業の 中止  
の理由  
廃止
- 2 補助事業の遂行状況
- 3 補助事業を中止する期間及び補助事業の完了予定年月日
- 4 その他

注 該当する事項のみ記入すること。

様式第5号（第7関係）

長野市自主防災組織強化事業実績報告書

年 月 日

（宛先）長野市長

団 体 名  
代表者 住 所  
役 職  
氏 名  
連絡先（電話）

年 月 日付け長野市指令 第 号で補助金の交付決定のあつた  
年度長野市自主防災組織強化事業を下記のとおり実施しました。

記

1 補助事業の内容及び補助対象経費

補助事業の内容	補 助 対 象 経 費
防災器材の購入	円
街頭消火器の購入又は薬剤詰替	円
防 災 訓 練	円

2 補助事業の完了年月日 年 月 日

3 関係書類

- (1) 支払証拠書類の写し
- (2) 防災訓練実施報告書（防災訓練の場合に限る。）

様式第6号（第7関係）

防災訓練実施報告書

年 月 日

（宛先）長野市消防長

団 体 名  
代表者 住 所  
          役 職  
          氏 名  
連絡先（電話）

次のとおり防災訓練を実施しましたので報告します。

訓 練 日 時	年 月 日 ( )
訓 練 場 所	
参 加 人 員	
訓 練 概 要	
備 考	

様式第7号（第8関係）

長野市自主防災組織強化事業補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）長野市長

団 体 名  
 代表者 住 所  
 役 職  
 氏 名  
 連絡先（電話）

年 月 日付け長野市指令 第 号で確定のあった 年  
 度補助金を下記のとおり交付してください。

記

1 確定額 円

2 請求額 円

3 送金先

ゆうちょ 銀行以外 の金融機 関	口座名義人 (カタカナで記入)												
	銀行・金庫 信組・農協		支店 支所 出張所										
	預金種別		口座番号（右詰めで記入してください。）										
	普通・当座												
ゆうちょ 銀行	口座名義人 (カタカナで記入)												
	記号		番号（右詰めで記入してください。）										